

令和7年度中新川広域行政事務組合
地域密着型サービス事業者公募要領

令和7年7月

中新川広域行政事務組合

<目次>

1 公募の趣旨	3
2 公募する地域密着型サービスの内容	3
3 応募要件	3
4 応募方法	4
5 指定候補事業者の選定方法及び審査基準	6
6 公募から選定までのスケジュール	6
7 注意事項等	7
8 指定候補事業者による地元説明会等の開催について	8
9 施設整備補助金等について	8
10 提出書類の作成要領	8
11 注意事項	10

1 公募の趣旨

中新川広域行政事務組合では、介護を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域で、その人らしく自立した生活が続けることができるよう、組合介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの整備を進めています。

今回、第9期計画においてサービスの確保を目指している看護小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備について計画している事業者を募集し、選定するものです。

2 公募する地域密着型サービスの内容

(1) 看護小規模多機能居宅介護

項目	内容
サービスの種類	看護小規模多機能型居宅介護
公募事業者数	1箇所
日常生活圏域	舟橋村・上市町・立山町 地内
事業開始時期	令和10年3月31日まで

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

項目	内容
サービスの種類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
公募事業者数	1箇所
日常生活圏域	舟橋村・上市町・立山町 地内
事業開始時期	令和10年3月31日まで

3 応募要件

- (1) 応募者は法人であること。
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号、以下「法」という。)及び関係法令等の基準を満たしているか、選定までに満たす見込みのあること。また、法に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (3) 法人及びその役員等が暴力団又は暴力団員でないこと(中新川広域行政事務組合指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例(平成25年条例第2号)第3条)。
- (4) 法人及びその代表者が、市町村税を滞納していないこと。
- (5) 施設の利用者については、近隣保険者から広域化について申し込みがあった場合は、受け入れること。
- (6) 整備予定地が建築基準法(昭和25年法律第201号)及び消防法(昭和23年法律第186号)その他の関係法令の基準を満たしていること。

- (7) 当該整備予定地は、地域との交流を図ることが期待できる場所であること。
- (8) 事業所開設に当たり、建設工事や事業内容等について、地域住民に説明を十分説明し、当該整備予定地区及び隣接する地区の理解、賛同を得られる状態であること。(※ただちに承諾書等を求めるものではありません。)
- (9) 施設を整備する土地・建物の所有権を有すること、又は取得が見込まれること。あるいは、賃貸借契約の締結が確実であること。ただし、賃貸借の場合、長期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
- (10) 選定後、速やかに施設整備に向けた準備ができること及び指定された期間内に工事が完了し、サービスの提供が開始できる見込みであること。

4 応募方法

本公募への応募を希望する場合、提出期間内に①地域密着型サービス指定候補事業者事前審査申請書、②開設提案書、③事業運営書、④誓約書等を提出していただき、応募の意思を確認させていただくと共に、事業計画等をご提案していただきます。

提出書類等については次のとおりです。

(1)事前審査申請書等の書類の提出と期間

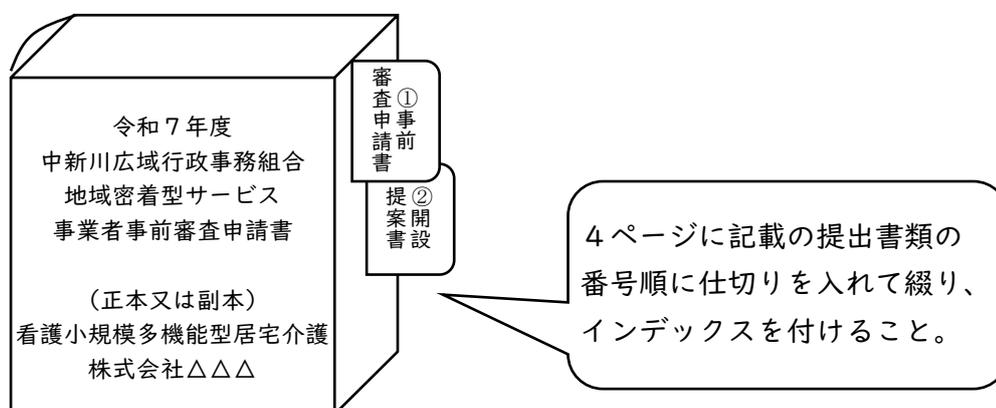
提出書類	提出期間
①事前審査申請書 (様式第1号)	令和7年7月14日(月) ~令和7年10月10日(金) 受付時間 8:30~17:15 (土・日曜日、祝日を除く) ※ 期限厳守 ※ 前日までに電話で予約の上、直接持参してください。郵送、FAX及び電子メールによる受付は行いません。 ※ 応募に必要な様式は、組合ホームページからダウンロードできます。(組合トップページ→地域密着型サービス事業所の公募について)
②開設提案書 (様式第2号)	
実施予定事業の計画 (別紙1)	
③事業運営書 (様式第3号)	
④法人代表者等誓約書 (様式第4号)	
⑤同意状況一覧表 (様式第5号)	
⑥法人登記簿謄本 (原本及び写し)	
⑦法人概要	
⑧予定事業所(建物)の図面 (位置図、施設配置図、各階平面図、立面図、現況写真)	
⑨施行計画 (事業所開設までのスケジュール)	
⑩資金計画書	
⑪業務継続計画を制定したことがわかるもの 高齢者虐待防止の指針がわかるもの 借地等所有者の同意書	
※⑦~⑪の様式は任意	

(2)提出及び問い合わせ先

提出及び問い合わせ先
〒930-0288 中新川郡舟橋村国重 242 番地 中新川広域行政事務組合 介護保険課 保険業務係 TEL 076-464-1316 FAX 076-463-3199

(3)提出部数

正本1部、副本9部を作成し、提出願います。正本及び副本は、審査資料作成都合のため、A4片面刷り(図面等でA3になる場合はA4サイズに折りたたむ。)とし、書類毎にインデックス(見出し)を付し、フラットファイル等に綴じて提出してください。



※ 正本には全て原本を添付してください。

契約書等で原本の提出ができない場合は、代表者が原本証明を行うこと。

原本証明記載例：

この写しは原本と相違ありません。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社△△△

代表取締役 □□ □□ 代表者印

※ 事前に正本のみにて書類のチェックを受け、承認を得たのち副本を作成してください。

正本1部、副本9部の計10部を揃えて提出期間内に提出できるよう、準備期間にご留意ください。

5 指定候補事業者の選定方法及び審査基準

以下の方法により、指定候補事業者を選定します。

(1) 審査

概要	指定された期日までに、①～⑩までの事前審査申請書等の提出書類全てを提出した事業者に対し、書面及びヒアリングによる審査を実施します。
審査内容	ア 法人の理念、基本方針 イ 法人・代表者等の実績 ウ 事業所の趣旨、運営理念、関係法令の理解 エ 認知症介護に関する理解・経験 オ 地域住民や家族との連携 カ 協力医療機関との連携 キ 職員確保や質の向上 ク 非常災害対策・事故対策・苦情処理・衛生管理体制 ケ 事業所設置予定地の選定理由・周辺環境 コ 施設設計内容 サ 資金計画 シ 業務継続計画、高齢者虐待防止の指針、借地等所有者の同意書 ス 他介護サービス等事業所の併設 セ その他必要と認める事項

(2) 選定の流れ

- ① 書面審査を経て、一定水準を超えた応募者について、「中新川広域行政事務組合地域密着型サービス指定候補事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において審査し、公募数の範囲内で「指定候補事業者」を選定します。
- ② 「中新川広域行政事務組合地域密着型サービス運営委員会（以下「運営委員会」という。）」の意見を聴取し、「指定候補事業者」を決定します。
- ③ 選定結果については、応募したすべての事業者に文書により通知します。なお、選定事業者名をホームページで公表します。

6 公募から選定までのスケジュール

令和7年7月14日	公募要領等配布・組合ホームページ掲載 構成町村広報にて公募概要掲載
令和7年7月14日 ～令和7年10月10日	応募申込書等提出期間
10月下旬	介護保険課による選定に係る審査（書面・ヒアリング）
11月下旬	審査委員会で選定
12月中旬	運営委員会にて意見徴収ののち、指定候補事業者を決定

7 注意事項等

- (1) 事前申請に係る事業運営書等や添付書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、中新川広域行政事務組合は、審査及び諮問のため、又は補助金事務等のため必要な場合、無償で使用できるものとします。
- (2) 提出された書類は返却しません。なお審査及び諮問、又は補助金事務等に必要な場合を除き、公表については、応募者の意見を聴き、可否を判断するものとします。
- (3) 提出期間を過ぎてからの差替え、追加提出及び再提出は認めません。ただし、審査に必要な範囲で、事務局から書類の追加又は差替えを求めることがあります。
- (4) 公募に対する応募がないとき、または事業予定者が決定しなかったときは、再度公募をすることがあります。
- (5) 指定候補事業者として決定された場合であっても、地域密着型サービス事業者としての指定が確定されたものではありません。指定基準を満たさない場合は指定されません。
- (6) 指定候補事業者に決定された後であっても、次の場合はその決定を取り消します。
 - ① 提出された関係書類等に虚偽事項の記載があった場合
 - ② 事業内容（建設場所、定員、サービス種類等）に著しい変更があった場合
 - ③ その他住民の疑惑や不信を招くような行為があった場合
- (7) 応募申請に要する費用は、応募者の負担とします。また、選定後の事業計画の頓挫又は選定されなかったことによる一切の損害等について、中新川広域行政事務組合は責任を負いません。
- (8) 書類の提出期限後、指定候補事業者の選定前までに、やむを得ない事由等で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、代表者名の記名、押印のある「辞退届」を提出してください。（様式は任意）
- (9) 指定候補事業者の選定後の辞退については、本組合の整備計画に大きな支障をきたすため、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。辞退する場合は、法人名等を組合ホームページ上で公表します。また、組合及び地域密着型サービス運営委員会へ説明を求める場合があります。
- (10) 事業所指定に係る基準は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）」、「中新川広域行政事務組合指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例」及び「中新川広域行政事務組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」等を参照してください。

8 指定候補事業者による地元説明会等の開催について

選定された事業者は、選定通知の受領後、地域住民（関係自治会等）に対し、事業内容、工事計画等必要な事項について、説明会を開催していただきます。

説明会開催後、議事録及び関係自治会長の同意書を中新川広域行政事務組合に提出していただきます。

9 施設整備費に係る補助金等について

地域密着型介護サービスを積極的に整備するための補助制度等については、開設を予定する町村の福祉担当課とご協議ください。なお、補助金等を活用する場合は、施工に関する契約日は、交付決定日以降であることが条件となります。

10 提出書類の作成要領

(1) 全般的な留意事項

- ① 提出資料の作成にあたっては、5に掲げた審査基準を参考に、説明が必要な書類については、詳細かつ具体的に記載してください。
- ② ワード又はエクセルで定められた様式については、原則として、当該様式を用いてください。内容が同一である場合、同様の様式を応募者側で作成してもかまいません。行数が不足する場合は、適宜追加してください。また、必要に応じて、説明文に加えて、フローチャート等の図を貼り付け、または、別途添付により補足する等により、説明資料としていただいても結構です。ただし、説明に替えて、マニュアルや参考書等の一部を添付する等の方法は、認めません。

(2) 提出書類等作成上の注意事項について

- ① 事前審査申請書（様式第1号）について
 - ・必要事項をすべて記載してください。
 - ・表中の担当者名、住所、電話番号、FAX 欄には、問い合わせが必要になった場合に、連絡がとれる方の氏名等を記入してください。
- ② 開設提案書（様式第2号）について
 - ・選定基準を踏まえ、詳細かつ具体的に記載してください。
 - ・実施予定事業の計画（別紙1）を添付してください。
- ③ 事業運営書（様式第3号）について
 - ・選定基準を踏まえ、詳細かつ具体的に記載してください。
- ④ 法人代表者等誓約書（様式第4号）について
 - ・必要事項を記入の上、代表者印を押してください。
 - ・左側2箇所をステープラーで留め、内側に割り印をしてください。

- ⑤ 同意状況一覧表(様式第5号)について
- ・本事業の実施にあたり、地域住民等との連携及び協力は不可欠な事項であるため、事業計画提出にあたっては、地元へ説明を行いその結果及び状況について所定の書式で提出をお願いします。
 - ・地元説明に当たっては、「公募に応募し、指定候補事業者として選定されることが条件であるため、事業化されない場合がある。」旨を資料等に記載するなど、十分注意して行ってください。
- ⑥ 法人登記簿謄本について
- ・応募申込日前3か月以内のものとし、正本に原本を添付してください。
- ⑦ 法人概要(任意様式)について
- ・「事業者の基本事項」(代表者・施設長の経歴書)については、参考様式1をご利用ください。
- ⑧ 予定事業所(建物)の図面(位置図、施設配置図、各階平面図、立面図、現況写真)(任意様式)について
- ・土地建物に係る法令規制については、必ず応募者の責任において、関係機関に問い合わせてください。
 - ・設置予定場所及び周辺の写真は、可能な限り複数方角からデジタルカメラ等で撮影(画像の加工不可)し、A4用紙に貼り付け、使用エリアについて、マーカーで明示する等、わかりやすい写真としてください。
- ⑨ 施行計画(事業所開設までのスケジュール)(任意様式)について
- ・土地建物に係る法令規制がある場合、当該解除に係るスケジュールも併せて記載してください。
- ⑩ 資金計画書(任意様式)について
- ・事業開設に係る総事業費、財源内訳等を明らかにしてください。また、必要に応じ、預金残高証明書、贈与確約書等の書類を添付してください。
 - ・融資見込証明書の添付が困難な場合、金融機関名、担当者連絡先を明記した相談経過書等を添付してください。
 - ・借入金償還計画書を添付してください。
 - ・参考様式3を使用されてもよろしいです。
- ⑪ その他(任意様式)について
- ・業務継続計画の策定については、厚労省の業務継続ガイドラインを参照してください。
 - ・高齢者虐待防止の指針については、厚労省の市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(高齢者虐待対応マニュアル)を参照してください。

II 注意事項

- (1) 本公募において1法人(資本関係等が同一の法人含む)が応募できる計画は、1計画に限るものとします。
- (2) 立地については、地域密着型サービスの趣旨に鑑み、家族や地域との交流が確保される程度の住宅地を原則とします。
- (3) 公募対象地区の指定については、地域の介護資源の均等化を考慮したものであり、具体的事案については、介護保険課へご相談ください。